

(趣旨)

第1条 この規程は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児の補聴器の購入、耐用年数を経過した後の更新又は修理に要する経費（以下「購入費等」という。）の一部を助成することにより、当該難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進に資することを目的とする軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「補聴器販売業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく補装具の販売又は修理を行う事業者であって補聴器の取扱いを登録されている事業者をいう。

(補聴器購入費等の助成)

第3条 市長は、次条に規定する助成対象児童の保護者が、当該助成対象児童が使用するための別表に定める補聴器を新たに購入し、同表に定める耐用年数を経過した後に補聴器を更新し、又は当該購入し、若しくは更新した補聴器を修理するときは、購入費等の一部に対し、助成金の支給を行うものとする。

2 市長は、災害その他の本人の責任によらない事情により、補聴器を亡失し、又は毀損した場合であって、新たな補聴器を購入することが必要であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、耐用年数の経過前であっても当該購入に要する経費に対する助成金の支給を行うことができるものとする。

3 助成金の支給は、装用効果の高い側の片耳分の補聴器の購入費等に対する支給を原則とする。ただし、市長が言語の発達、教育上等において特に必要と認めたときは、両耳分の補聴器の購入費等に対して支給できるものとする。

(助成対象児童等)

第4条 前条の規定により助成金の支給を行う対象となる児童（以下「助成対象児童」という。）は、市の区域内に居住する次の各号に掲げる要件を全て満たす18歳未満の児童とする。

(1) 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならない者

(2) 補装具費支給意見書（聴覚障害者用）を作成できる医師から、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると判断された者

2 前項の規定にかかわらず、助成対象児童が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の支給対象から除外するものとする。

(1) 助成対象児童又は助成対象児童の属する世帯の他の世帯員の中に、市町村民税所得割の額が46万円以上の者がいるとき。

(2) 助成対象児童が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づき、補聴器の購入等に要する経費に対する助成を受けているとき。

(助成額)

第5条 助成金の額は、補聴器の購入等に要する経費又は次に掲げる額のいずれか少ない額（以下「助成対象経費」という。）に100分の90を乗じて得た額（当該額に小数点以下の端数が生じるときは、

これを切り捨てて得た額)とする。ただし、当該助成対象経費から当該額を差し引いた額(以下「利用者負担額」という。)の月額合計が37,200円を超えるときは、当該利用者負担額の月額合計から37,200円を差し引いた額を助成金に追加して支給するものとする。

(1) 補聴器の購入及び更新においては、別表に定める1台当たりの基準価格の100分の103に相当する額

(2) 補聴器の修理においては、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号)別表で規定する修理基準による価格の100分の103に相当する額

2 助成対象児童又は助成対象児童の属する世帯が生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯であるときは、前項の規定にかかわらず、助成対象経費の全額を助成金として支給するものとする。

(助成金の支給申請)

第6条 助成金の支給を受けようとする助成対象児童の保護者(以下「申請者」という。)は、補聴器の購入又は修理(以下「購入等」という。)を行う前に、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金(購入・修理)支給申請書(別記様式第1号)により市長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請には、第4条第1項第2号の医師が記入した軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業意見書(別記様式第2号。以下この項において「購入費等助成意見書」という。)及び当該購入費等助成意見書の処方に基づき補聴器販売業者が作成した見積書を添付するものとする。ただし、当分の間は、補聴器の購入にあつては補装具費支給意見書(聴覚障害者用)をもって、補聴器の更新及び修理にあつては補装具費支給意見書(聴覚障害者用)の写しをもって当該購入費等助成意見書に代えることができるものとする。

(助成金の支給決定等)

第7条 市長は、前条の規定により助成金の支給の申請があつたときは、調査書(別記様式第3号)を作成してその内容を審査し、助成金の支給の適否について決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金を支給することを決定したときは、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金支給決定通知書(別記様式第4号)により通知し、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金支給券(別記様式第5号。以下「支給券」という。)を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、助成金を支給しないことを決定したときは、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金不支給決定通知書(別記様式第6号)により通知するものとする。

(補聴器の購入等)

第8条 申請者は、前条第2項の規定により助成金の支給の決定を受け、支給券を交付されたときは、当該支給券に記載された補聴器販売業者に当該支給券を提出し、補聴器の購入等を行うものとする。

(助成金の請求等)

第9条 申請者は、前条の規定により補聴器の購入等をしたときは、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金支払請求書(別記様式第7号)により市長に助成金の請求を行うものとする。

2 前項の規定による請求には、補聴器の購入等に係る領収書を添付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、30日以内に当該請求に係る額を支払うものとする。

(助成金の代理受領)

第10条 市長は、申請者の利便性を考慮し、当該申請者が軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金

支払請求書兼委任状（別記様式第8号）により助成金の受領を補聴器販売業者に委任したときは、助成金として当該申請者に支給されるべき額を当該申請者に代わり当該補聴器販売業者に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、申請者に対し助成金の支給があったものとみなす。
- 3 補聴器販売業者は、その提供した補聴器について、第1項の規定により申請者に代わって助成金の支払を受けるときは、当該補聴器を提供した際に当該申請者から利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 4 補聴器販売業者は、補聴器の提供等に要した費用につき、前項の利用者負担額の支払を受ける際に当該支払をした申請者に対し領収書を交付しなければならない。
- 5 補聴器販売業者は、前各項の規定により補聴器の提供等をしたときは、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金支払請求書兼委任状に支給券を添えて市長に助成金の請求を行うものとする。
- 6 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、30日以内に当該請求に係る額を支払うものとする。

（補聴器引渡し後の改善）

第11条 市長は、申請者に補聴器が引き渡された後、当該補聴器に補聴器販売業者の責めに帰すべきものと認められる箇所が発見されたときは、当該補聴器販売業者に改善させることができる。

- 2 補聴器販売業者は、申請者に補聴器を引き渡した後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用又は取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9箇月以内に生じた破損又は不適合については、自らの責任においてこれを改善するものとする。ただし、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準別表で規定する修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては、修理した部位について修理後3箇月以内に生じた不適合等（この項本文の規定により免責となる事由を除く。）について適用するものとする。

（助成金の決定の取消し）

第12条 市長は、申請者又は補聴器販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の支給の決定を取り消し、当該申請者又は補聴器販売業者に既に支払った助成金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正の行為により助成金の支払を受けたとき。
- (2) 補聴器を助成金の支給の目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補聴器購入費等の助成が不相当と市長が認めるとき。

（関係帳簿等の作成等）

第13条 市長は、補聴器購入費等の助成に当たっては、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成台帳（別記様式第9号）を備え、必要な事項を記載するものとする。

- 2 補聴器販売業者は、助成金の代理受領に係る帳簿及び関係書類を5年間保存するものとする。
- （その他）

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成25年4月1日以降に補聴器の購入等を行った申請者について適用する。

(平成25年度における助成金の支給申請の特例)

2 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に補聴器の購入等を行った申請者に対する第6条の規定の適用については、同条中「補聴器の購入又は修理（以下「購入等」という。）を行う前に、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金（購入・修理）支給申請書」とあるのは、「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金（購入・修理）支給申請書」とし、当該期間に補聴器の購入等を行った申請者については、第8条の規定は適用しない。

別表（第3条、第5条関係）

補聴器の種類	1台当たりの基準価格 (円)	基準価格に含まれるもの	耐用年数 ※2
軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200円	①補聴器本体（電池を含む。） ②イヤモールド (注) イヤモールドを必要としないときは、基準価格から9,000円を除く。	5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900円		
高度難聴用ポケット型	43,200円		
高度難聴用耳かけ型	52,900円		
重度難聴用ポケット型	64,800円		
重度難聴用耳かけ型	76,300円		
耳あな型（レディメイド）※1	96,000円		
耳あな型（オーダーメイド）※1	137,000円	補聴器本体（電池を含む。）	5年
骨導式ポケット型	70,100円	①補聴器本体（電池を含む。） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200円	①補聴器本体（電池を含む。） ②平面レンズ (注) 平面レンズを必要としないときは、基準価格から1枚につき3,600円を除く。	

※1 耳あな型（レディメイド及びオーダーメイド）の支給対象者については、国の基準（「補装具費支給事務取扱指針」の別表）のとおりとする。

※2 この表の耐用年数は、通常の装着等状態において補聴器が修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、補聴器を装用する者の障害の状況等によっては、実耐用年数には相当の長短が予想されるので、更新の際には、実情に沿うよう十分配慮するものとする。

別記様式第1号（第6条関係）

別記様式第2号（第6条関係）

別記様式第3号（第7条関係）

別記様式第4号 (第7条関係)

別記様式第5号 (第7条関係)

別記様式第6号 (第7条関係)

別記様式第7号 (第9条関係)

別記様式第8号 (第10条関係)

別記様式第9号 (第13条関係)